

# ～火災にあわれた方へ～

火災にあわれた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

このパンフレットは、火災にあわれた方が一日も早く通常の生活に戻れるよう、火災の後に消防署や市役所等で行える一般的な手続き等の概略をまとめたものです。

## 1 火災調査について

消防署では火災の原因や損害等を調べ、今後の火災予防対策等に役立てています。火災現場は、火災調査が終了するまで立ち入らないで下さい。焼けたものの後片付けは調査終了後をお願いします。

また、調査現場では調査員が火災の状況等についての質問や、消防法に基づく「り災申告書」の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 2 「り災申告書」について

「り災申告書」は、不動産や動産の損害状況を把握するための書類で、保険の審査とは関係が無く、火災における損害状況を消防署が正確に把握するためのものです。火災調査時等にお渡ししますので、管轄する消防署に提出して下さい。

※「り災申告書」は当本部 HP からダウンロードできます。

Word データは[こちら](#)、PDF データは[こちら](#)をクリックして下さい。

## 3 「り災証明書」について

「り災証明書」は、火災にあわれた方が各種届出をする際に必要となる証明書で、管轄する消防署が発行しています。「り災証明書」が必要なときには、下記の管轄する消防署へご連絡頂き、「り災証明申請書」を提出して下さい。※1通につき200円が必要です。

※「り災証明書」を発行するための「り災証明申請書」は当本部 HP からダウンロードできます。

Word データは[こちら](#)、PDF データは[こちら](#)をクリックして下さい。

※「り災証明申請書」の記入例は[こちら](#)、委任状の例は[こちら](#)をクリックして下さい。

#### 4 火災後に行わなければならない主なこと

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ☆ 焼け跡の後片付けと汚れの手入れ     | ☆ 「り災申告書」の提出   |
| ☆ 保険会社への連絡            | ☆ 「り災証明書」の申請   |
| ☆ 仮住まいの手配             | ☆ 保険金請求書類の取り揃え |
| ☆ 電気・ガス・水道・電話・郵便等の手続き | ☆ 証書類の再交付等     |
| ☆ 修理・再築の手配            | ☆ 税金の減免申請等 など  |

#### 5 り災証明書が必要な主なケース

- ・焼け跡の後片付け（各市町の廃棄物担当窓口・清掃センター）
- ・保険金の請求（ご加入の保険会社）
- ・各種税金・保険料の減免（お近くの税務署・各市町の税金や保険担当窓口）
- ・登記の抹消（法務局）
- ・見舞金等の申請（お住まいの市町・勤務先） など

（注） なお、上記の内容に関しましては、り災後の手続きの全てを網羅しているものではないことをご承知おきください。また、り災証明書が必要かどうかは各機関によっても違いがありますので、それぞれの手続きに関しての詳しい内容については各担当部署窓口へお問い合わせ下さい。

#### ◎管轄する消防署の連絡先

□近江八幡市・竜王町 : 近江八幡消防署 0748-33-5119

□東近江市（八日市・永源寺地区） : 八日市消防署 0748-22-7610

□日野町・東近江市（蒲生地区） : 日野消防署 0748-52-0119

□東近江市（能登川・五個荘地区） : 能登川消防署 0748-42-0119

□愛荘町・東近江市（愛東・湖東地区） : 愛知消防署 0749-45-4119